平成２３年（フ）第１８５号
鹿児島県志布志市有明町野井倉4870番地３
債務者　平野　一紀
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第９４６号
大分市南鶴崎３丁目２番10号　パレ・ドール鶴崎Ⅱ903
債務者　池田　健太
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８１２号
福岡市中央区谷１丁目15番11―401号
債務者　前田　　孝
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１９１号
福岡県春日市小倉５丁目27番地勝野ビル105号
債務者　古賀　一美
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３３０号
福岡県糟屋郡志免町別府１丁目20番10―302号
債務者　濱村　末雄
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４０６号
福岡市早良区田村４丁目12番30―301号
債務者　飯田　富雄
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４０７号
福岡市早良区田村４丁目12番30―301号
債務者　飯田　祐子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４３３号
福岡県糟屋郡宇美町宇美東３丁目２番19号
債務者　中村　光治
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４３４号
福岡県糟屋郡宇美町宇美東３丁目２番19号
債務者　中村　宏子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５２６号
福岡市東区箱崎１丁目２番25―706号
債務者　市川　　潤
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６１号
富山市山田湯118番地　山田温泉病院内、住民票上の住所富山県高岡市角202番地４　瓶谷方
債務者　永森　之博
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６５号
富山市向新庄1296番地　荏原コーポ103号
債務者　髙井　育子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６６号
富山市上大久保455番地４　メゾン・ド・アイ202号
債務者　野上　潤也
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５１号
新潟県魚沼市三渕沢79番地
債務者　小岩　日吉
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第７６７号
栃木県宇都宮市下栗町465番地２　ひばりマンション106、前住所栃木県宇都宮市下栗町696番地21
債務者　伊藤　次男
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７６８号
栃木県宇都宮市下栗町465番地２　ひばりマンション106、前住所栃木県宇都宮市下栗町696番地21
債務者　伊藤　玲子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７７６号
栃木県日光市瀬川260番地２　３号棟
債務者　加藤　史乃
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係